件名

投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件及び顧客債権から除かれるものを指定する件の一部を改正する件

○金融庁財務省告示第　　号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件（平成十九年金融庁財務省告示第四号）及び顧客債権から除かれるものを指定する件（平成十九年金融庁財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、令和　年　月　日から適用する。

令和　年　月　日

金融庁長官　伊藤　豊

財務大臣　片山さつき

次に掲げる告示の規定中「第二十九条の四第二項」を「第二十六条の二十七第二項」に改める。

一　投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件本則

二　顧客債権から除かれるものを指定する件第二号ハ